令和7年度　人権教育全体計画〈静岡県立浜松湖東高等学校〉

関係法令等

・日本国憲法　・教育基本法　・世界人権宣言　・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
・人権教育及び人権啓発に関する法律　　・こども基本法
・ふじのくに人権文化推進プラン　　・静岡県教育振興基本計画　等

学校教育目標

「誠実」「勤勉」「礼節」の校訓のもと、「豊かな感性」「確かな知性」「高い志」「健やかな心身」を備えた民主的・平和的な社会の有為な形成者として、調和のとれた人格の形成と地域社会に貢献できる人材を育成する。

生徒の実態・自校の人権課題等

知識構成型学習や探究活動など、対話による授業を通じて生徒は他者と関わる経験を積み、おおむね他者のことを考えた態度を見せている。しかし、校外の人の思いに対する想像がいかない場面も見られ、交通規範の順守などに課題を残す。

人権教育の重点目標

自らの役割と責任を自覚し、自分や他人の意見・考えを大切にできる集団をつくる。

人権教育の推進体制

・管理職は、人権教育全体を統括する。また教職員の人権感覚の高揚を目指した取組を行う。
・探究課から人権教育担当を１名選出し、計画の作成、生徒向け人権教育の総括を行う。
・各学年・各分掌は、行事等を利用した取り組みを推進する。
・各教科は、授業において人権感覚の高揚を目指す取組を行う。

学年の重点目標

〈１年〉 高い志を持たせ、人間力を育むことで高校生活の礎を築く。
〈2年〉 高い志を具現化するための人間力と学力を高める。
〈3年〉 高校生活で培ってきた人間力と学力を更に伸ばし、高い志を実現する。

人権教育の指導の方針及び内容

教科等

教科「公民」における基本的人権の知的理解の充実

教科「家庭科」・「芸術」における男女間の性差を通しての人権感覚の高揚

教科「情報」における情報モラル教育の充実

特別活動・総合的な探究の時間

行事やホームルーム活動を通じた、自己や他者の意見を大切にできるクラスづくり

総合的な探究の時間におけるグループ活動、成果発表による対話の充実

保護者・地域・関係機関との連携

教育相談や特別支援の研修会等の参加呼びかけ

年１回同窓生によるHR講話の実施

本校の特色を生かした人権意識向上のための教育活動

学校経営計画「スクール・ポリシー具現化の柱」の実現
ア　対話により建設的相互作用を引き起こす知識構成型学習
イ　総合的な探究の時間　　「ソーシャルチェンジ」「エンジン」「課題研究」
ウ　有志による探究プロジェクト　「フェアトレード(公正な貿易）」
「コトバショ(小中学生の子どもへの学習支援)」